

青山学院大学学長
三木 義一 殿

私はこの度、2018年度青山学院大学の海外インターンシッププログラムに申込及び参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合、参加資格の取消、奨励金の一部、又は全額返納、青山学院大学からのサポートが停止となっても一切異議を申し立てません。

1. 参加にかかる経費を渡航前に準備する必要があるため、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得た上で出願すること。参加にかかる所定の費用(渡航費用、プログラム費用等)を定められた期日までに支払うこと。支払いの遅延がある場合は、プログラムの参加に支障が生じる場合があることを了承すること。
2. 航空券は国際センターもしくはインターンシップ手配会社がまとめて手配し、自己都合による旅程の変更(滞在日時変更や発着地変更等)は一切認められないことを了承すること。また、申し込みと同時に航空券の手配/発券を行うことで生じる取消料について、申込キャンセルの場合、航空券取消費用は自己負担となる。
3. 持病がある場合は必ず事前に申告すること。場合によってはインターンシップ手配会社の判断により診断書の提出を求める場合がある。
4. 過去10年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず事前に申告すること。
5. インターンシップ先は基本的にこれまでの経歴や大学での専攻をもとに選定され、受入の決定権は先方の企業にあること、また必ずしも希望通りにはならないことを了承すること。
6. インターンシップ参加前、参加後に本学所定の事前・事後研修に参加し、所定の課題を提出すること。
7. インターンシップ手配会社が主催する出発前の研修やオリエンテーションに参加すること。
8. 奨励金受給にあたり必要な書類を期日までに提出すること。必要書類の提出が遅れ、奨励金の支給が遅れた場合でも、異議申し立ては行わないこと。
9. 誓約事項に反した場合や、何らかの理由により渡航を中止した場合は速やかに奨励金を返還すること。
10. 参加に必要な手続き(各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、参加費用の支払い等)はインターンシップ手配会社または国際センターの指示に従い、すべて自らの責任において行うこと。
11. 青山学院購買会を通じて、国際センターが推奨する海外旅行傷害保険に加入すること(AIG 海外旅行保険のインフィニティプラン、4週間プログラム:約2万5千円、5週間プログラム:約3万5千円)。他社の海外旅行傷害保険、AIG社の他プランに加入することは認められていない。
12. 大学を通じて危機管理会社の日本アイラックが提供するサポートプランに加入すること。加入手続きは大学が行い、費用も大学が負担する。
13. 危機管理のため、本学と電話で連絡が取れるよう、研修期間中常に日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。インターネット回線を利用した通話は認めない。
14. 参加者の個人情報について、国際センター、インターンシップ手配会社、所属学部・研究科、青山学院購買会、保険加入会社、危機管理会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡、プログラム催行のために共有、利用することに同意すること。
15. 渡航先国(地域)の治安・状況によっては、本学が渡航の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。なお、大学側の通告による渡航中止・延期または帰国に際して発生する費用は、原則として個人負担とする。
16. 渡航の中止・延期、帰国勧告等、大学の最終決定についての反論は認めない。
17. 海外インターンシップの趣旨を十分理解し、渡航先での実習に精励すること。無断での遅刻・欠席は慎むこと。
18. 本プログラムのインターンシップは無給であることを了承すること。
19. 渡航期間中は、滞在国の法令、本学の諸規則を遵守するとともに、インターンシップ手配会社およびインターンシップ先担当者からの指示、インターンシップ先の諸規則に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
20. 渡航期間中の休暇時の海外渡航につき、渡航先はAIG海外旅行保険の引受対象国に限ること。
21. 渡航先においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また危険なスポーツ(スカイダイビング・バンジー・ジャンプなど)は絶対に行わないこと。
22. 本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また、常に安全管理に心掛けると共に、万一、渡航期間中に災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる人的及び物的損害が発生した場合、本学に一切責任を問わないこと。
23. 渡航期間中は、大学およびインターンシップ手配会社から求められた報告書等の提出を滞りなく行い、帰国後は国際センターへ活動報告書を提出すること。
24. インターンシップ先での実習評価に関する情報、生活面の情報などの個人情報をプログラム運営のために、または学生の安全を守るために、本学がインターンシップ手配会社から提供を受けることに同意すること。
25. 緊急の場合を除き、本学から保証人に学生個人の情報は開示しない。
26. 別途インターンシップ手配会社の誓約書にも同意し、署名のうえ提出すること。特にキャンセル料についてはよく確認のうえ、同意すること。

年 月 日

学部・学科 _____ 学生番号 _____

学生氏名(本人直筆のこと) _____ 本人印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

保証人氏名(本人直筆のこと) _____ 保証人印

注) 学生と保証人の印鑑は必ず別々のものを使用すること